

新旧対照表

現 行

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(7) 略

(設置)

第3条 県は、住宅に困窮する者等を入居させるため、次に掲げる県営住宅を置く。

- (1) 普通県営住宅
- (2) 改良県営住宅
- (3) 特別賃貸県営住宅

2 県営住宅の名称、位置等は、規則で定める。

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例)

改 正 案

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(7) 略

(普通県営住宅の整備基準)

第2条の2 (略)

2 普通県営住宅及び法第2条第9号に規定する共同施設の建設に当たっては、再生が可能な資源の活用、エネルギーの消費の抑制、敷地の緑化等に努めることにより、環境の保全に配慮するものとする。

3 普通県営住宅の建設に当たっては、型式及び仕様がそれぞれ異なる戸を組み合わせ、様々な構成の世帯及び年齢の者が入居できるようにすることにより、高齢者等が安心して生活できるよう配慮するものとする。

4 普通県営住宅の敷地内に児童遊園又は集会所を設ける場合は、入居者に加えて、その周辺の地域の住民が利用できる施設とするものとする。

(設置)

第3条 県は、住宅に困窮する者等を入居させるため、次に掲げる県営住宅を置く。

- (1) 普通県営住宅
- (2) 改良県営住宅
- (3) 特別賃貸県営住宅

2 県営住宅の名称、位置等は、規則で定める。

新旧対照表

現 行

(入居者の資格)

第7条 普通県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 現に県内に住所又は勤務場所を有する者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しく障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)にあつては、この限りでない。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者で政令第6条第1項第2号に掲げるもの

ウ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で政令第6条第1項第3号に掲げるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で政令第6条第1項第8号に掲げるもの

(3) その者の収入が入居の申込みをした日においてア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合その他の政令第6条第4項に規定する場合 政令第6条第5項第1号に規定する金額

イ 普通県営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 政令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 政令第6条第5項第3号に規定する金額

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

(5) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例)

改 正 案

(入居者の資格)

第7条 普通県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 現に県内に住所又は勤務場所を有する者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しく障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)にあつては、この限りでない。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

ウ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で(イ)又は(ロ)のいずれかに該当するもの

(イ) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(ロ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(3) その者の収入が入居の申込みをした日においてアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからエまでに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が(イ)又は(ロ)に該当する場合 259,000円

(イ) 同居者に中学校を卒業するまでの者がある場合

(ロ) 入居者及びその配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。(イ)において同じ。)又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳未満であつて、入居者及びその配偶者については、婚姻の届出の日(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあつては、これに相当する日として知事が別に定める日)から2年以内である場合

イ 入居者が(イ)から(ロ)までのいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居者に障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるものがある場合

(ロ) 入居者又は同居者に前号ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当する者がある場合

ウ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

ウ 普通県営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は158,000円)

エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

(5) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

新旧対照表

現 行

第8条 改良県営住宅に入居することができる者は、改良法第18条に規定する者でなければならない。

2 前項に規定する者が改良県営住宅に入居せず、又は居住しなくなった場合においては、同項の規定にかかわらず、前条第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる要件を満たす者で、収入が入居の申込みをした日において次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額を超えないものは、当該改良県営住宅に入居することができる。

(1) 入居者が身体障害者である場合その他の政令第6条第4項に規定する場合 住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「改良法政令」という。)第12条の規定により読み替えて準用される政令第6条第5項第1号に規定する金額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 改良法政令第12条の規定により読み替えて準用される政令第6条第5項第3号に規定する金額

第9条 特別賃貸県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる者で第7条第5号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 入居の申込みをした日において規則で定める基準の収入がある者で自ら居住するための住宅を必要とするもののうち、同居親族があるもの

(2) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において特別賃貸県営住宅に入居させることが適当である者として知事が認めるもの(入居の申込みをした日において規則で定める基準の収入がある者に限る。)

(3) 前号に掲げる者で第7条第5号に掲げる要件を満たすもののほか、同居親族がない入居者の居住の用に供する特別賃貸県営住宅については、同居親族がない者で知事が定める基準に該当するもの(入居の申込みをした日において規則で定める基準の収入がある者に限る。)

2 知事は、特別賃貸県営住宅の供給の目的に応じて必要があると認める場合には、特別賃貸県営住宅に入居することができる者を、前項に規定する者で現に住宅に困窮していることが明らかなものに限ることができる。

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例)

改 正 案

2 県は、入居の申込みをした者が前項第2号ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 県は、入居の申込みをした者が第1項第2号ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町に意見を求めることができる。

第8条 改良県営住宅に入居することができる者は、改良法第18条に規定する者でなければならない。

2 前項に規定する者が改良県営住宅に入居せず、又は居住しなくなった場合においては、同項の規定にかかわらず、前条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる要件を満たす者で、収入が入居の申込みをした日において次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額を超えないものは、当該改良県営住宅に入居することができる。

(1) 前条第1項第3号アに掲げる場合 158,000円

(2) 前条第1項第3号イに掲げる場合 139,000円

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 114,000円

第9条 特別賃貸県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる者で第7条第1項第5号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 入居の申込みをした日において規則で定める基準の収入がある者で自ら居住するための住宅を必要とするもののうち、同居親族があるもの

(2) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において特別賃貸県営住宅に入居させることが適当である者として知事が認めるもの(入居の申込みをした日において規則で定める基準の収入がある者に限る。)

(3) 前号に掲げる者で第7条第1項第5号に掲げる要件を満たすもののほか、同居親族がない入居者の居住の用に供する特別賃貸県営住宅については、同居親族がない者で知事が定める基準に該当するもの(入居の申込みをした日において規則で定める基準の収入がある者に限る。)

2 知事は、特別賃貸県営住宅の供給の目的に応じて必要があると認める場合には、特別賃貸県営住宅に入居することができる者を、前項に規定する者で現に住宅に困窮していることが明らかなものに限ることができる。

新旧対照表

現 行

(入居者の資格の特例)

第10条 普通県営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による普通県営住宅の用途の廃止により当該普通県営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の普通県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第7条第1号から第4号までに掲げる要件を満たす者とみなす。

2 第7条第3号イに掲げる普通県営住宅の入居者は、同条各号（同条第2号ただし書に規定する者にあつては、同条第1号及び第3号から第5号まで）に掲げる要件を満たすほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 普通県営住宅については、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項第1号の災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、同法第21条に規定する滅失した住宅に居住していた者又は移転が必要となった者で第7条第4号に掲げる要件を満たすものを同条第1号から第4号までに掲げる要件を満たす者とみなす。

4 前3項の規定は、特定改良県営住宅について準用する。

(割増賃料)

第43条 改良県営住宅に係る収入超過者は、第24条の規定にかかわらず、第38条第1項の規定による認定に係る期間（当該収入超過者がその期間中に改良県営住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間）、家賃に改良法政令第13条の2の規定により読み替えてその例によることとされる旧政令第6条の2第2項の表第2種公営住宅の項の中欄に定める区分に応じてそれぞれ下欄に定める倍率を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の割増賃料を支払わなければならない。

2 第28条から第30条までの規定は、前項の割増賃料について準用する。

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例)

改 正 案

(入居者の資格の特例)

第10条 普通県営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による普通県営住宅の用途の廃止により当該普通県営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の普通県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第7条第1項第1号から第4号までに掲げる要件を満たす者とみなす。

2 第7条第1項第3号ウに掲げる普通県営住宅の入居者は、同項各号（同項第2号ただし書に規定する者にあつては、同項第1号及び第3号から第5号まで）に掲げる要件を満たすほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 普通県営住宅については、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項第1号の災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、同法第21条に規定する滅失した住宅に居住していた者又は移転が必要となった者で第7条第1項第4号に掲げる要件を満たすものを同項第1号から第4号までに掲げる要件を満たす者とみなす。

4 前3項の規定は、特定改良県営住宅について準用する。

(割増賃料)

第43条 改良県営住宅に係る収入超過者は、第24条の規定にかかわらず、第38条第1項の規定による認定に係る期間（当該収入超過者がその期間中に改良県営住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間）、家賃に住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第13条の2の規定により読み替えてその例によることとされる旧政令第6条の2第2項の表第2種公営住宅の項の中欄に定める区分に応じてそれぞれ下欄に定める倍率を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の割増賃料を支払わなければならない。

2 第28条から第30条までの規定は、前項の割増賃料について準用する。

新旧対照表

現 行

(意見の聴取)

- 第52条の2 知事は、県営住宅に入居し、又は入居者と同居しようとする者が、第7条第5号に掲げる要件を満たすかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。
- 2 知事は、県営住宅の入居者又は同居者が暴力団員である疑いがあると認めるときは、当該入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。

附 則

(過疎地域等に係る入居者の資格の特例)

- 5 当分の間、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の政令附則第7項に定める地域内の普通県営住宅に係る第7条の規定の適用については、当該普通県営住宅の入居者が、同居親族がない場合においても、同条第2号に掲げる要件を満たす者とみなす。

(阪神・淡路大震災に係る入居者の資格の特例)

- 6 普通県営住宅については、当分の間、次に掲げる者で第7条第2号から第4号までに掲げる要件を満たすものを同条各号に掲げる要件を満たす者とみなす。
- (1) 阪神・淡路大震災に係る被災市街地復興特別措置法第21条に規定する滅失した住宅に居住していた者又は移転が必要となった者
- (2) 前号に掲げる者のほか、平成7年1月17日において阪神・淡路大震災に係る被災市街地復興特別措置法第21条に規定する住宅被災市町村の区域内に居住していた者のうち、阪神・淡路大震災により県の区域外に転出したもの

(ハンセン病療養所入所者等に係る入居者の資格の特例)

- 7 普通県営住宅については、当分の間、第7条第2号キに掲げる者で同条第3号及び第4号に掲げる要件を満たすものを同条各号に掲げる要件を満たす者とみなす。

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例)

改 正 案

(意見の聴取)

- 第52条の2 知事は、県営住宅に入居し、又は入居者と同居しようとする者が、第7条第1項第5号に掲げる要件を満たすかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。
- 2 知事は、県営住宅の入居者又は同居者が暴力団員である疑いがあると認めるときは、当該入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。

附 則

(過疎地域等に係る入居者の資格の特例)

- 5 当分の間、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の政令附則第7項に定める地域内の普通県営住宅に係る第7条の規定の適用については、当該普通県営住宅の入居者が、同居親族がない場合においても、同条第1項第2号に掲げる要件を満たす者とみなす。

(阪神・淡路大震災に係る入居者の資格の特例)

- 6 普通県営住宅については、当分の間、次に掲げる者で第7条第1項第2号から第5号までに掲げる要件を満たすものを同項各号に掲げる要件を満たす者とみなす。
- (1) 阪神・淡路大震災に係る被災市街地復興特別措置法第21条に規定する滅失した住宅に居住していた者又は移転が必要となった者
- (2) 前号に掲げる者のほか、平成7年1月17日において阪神・淡路大震災に係る被災市街地復興特別措置法第21条に規定する住宅被災市町村の区域内に居住していた者のうち、阪神・淡路大震災により県の区域外に転出したもの

(ハンセン病療養所入所者等に係る入居者の資格の特例)

- 7 普通県営住宅については、当分の間、第7条第1項第2号キに掲げる者で同項第3号から第5号までに掲げる要件を満たすものを同項各号に掲げる要件を満たす者とみなす。